資料４

教員の選考及び法人移行期の準備行為について

１　これまでの設立準備委員会での決定内容

（１）教員の採用，昇任等
　教員の人事を行うための専門機関として，人事委員会（仮称）を法人に設置する。
＜審議事項＞
①教員の採用（昇任）選考　②教員の採用（昇任）の基準及び手続
③教員の解雇の事前審査　④教員の降任・休職の事前審査
⑤教員の懲戒の事前審査　⑥その他法人の規程によりその権限に属せられた事務

（２）学部長等の選考
・理事長が学部長を選考し，任命を行う。
　ただし，選考に当たって，教育研究審議会の意見や，現学部長から申出がある場合は，事前に現学部長及び学部の代表者（２名以内）の意見を聴取する。
・理事長が研究科長及びセンター長を選考し，任命を行う。

（３）兼職兼業
　職員の兼職・兼業については，原則として現行制度に準じ一定の基準のもと許可を要することとする。なお，許可に当たっては，今まで蓄積された事例を整理して，制度設計を行う。（制度設計に当たっては，国立大学の例等を参考とする。）

２　論点

○　副学長，学科長等の選考方法を決定する必要がある。
○　理事長が学部長を選考する際の意見聴取について，設置学科が２を超える学部があること等から，学部からの意見聴取を２名以内に限定しない適当な方法を定める必要がある。
○　法人化後は教育公務員特例法の適用がないため，教員の採用，昇任及び学部長等の選考といった法人設立以前に行っておかなければならない準備行為の実施方法を決定する必要がある。
○　法人化後の兼職・兼業の実施方法を決定する必要がある。

３　実施素案

（１）副学長，学科長等の選考

区分	選考方法
副学長	理事長が選考し，任命する。
学科長	学部長の意見を聴いて，理事長が選考し，任命する。
専攻長	研究科長その他理事長が必要と認める者の意見を聴いて，理事長が選考し，任命する。

（２）学部長の選考に当たり意見を聴取する者の範囲の変更

変更前	変更後
ただし，選考に当たって，教育研究審議会の意見を聴取するとともに，現学部長から申出がある場合は，事前に現学部長及び学部の代表者（２名以内）の意見を聴取する。	ただし，選考に当たって，教育研究審議会の意見を聴取するとともに，現学部長から申出がある場合は，事前に現学部長及び学部を構成する者（若干名）の意見を聴取する。

（３）準備行為の実施方法

　法人設立以前に行っておかなければならない教員採用準備や学部長等の選考等の準備行為の実施方法は，法人設立準備委員会の審議を経て決定する。

（４）個別の準備行為の実施方法

（ア）最初の副学長等の任命

○　最初の副学長，学部長，学科長，研究科長，専攻長及びセンター長については，法人化後の選考方法に準じて選考し，内定する。

○　法人成立前は，教育研究審議会は設置されていないため，学部長の選考に当たっては教育研究審議会の意見は聴取しない。

○　理事長予定者は，選考に当たり必要と認める者から意見を聴取することができる。

○　法人成立後，理事長が任命を行い，新しい規程に基づいて任命されたものとみなす。

（イ）教員の採用，昇任

○　法人成立前は，人事委員会（仮称）は設置されていないため，現行の方法に準じて選考し，内定する。

○　法人成立後，新しい規程に基づいて採用・昇任されたものとみなす。

（ウ）平成１９年４月以降の兼職・兼業等

○　現行の基準により審査を行う。
審査において，基準を満たし，許可に支障がない案件については，許可を行う。

○　法人成立後，新しい規程に基づいて許可されたものとみなす。